

経済産業省

20210315 貿局第1号
輸入注意事項2021第11号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年3月24日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」等の一部改正について

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が受理した申請については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行前に経済産業局又は沖縄総合事務局が行った輸入の承認に係る内容変更、有効期間の延長、再交付及び分割の手続は、貿易経済協力局貿易管理部農水産室が行う。

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）

改正後	現 行
<p>1～6 （略）</p> <p>7 その他の記載事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「Ⅲの輸入の承認」欄には、当該事項を次により記載すること。</p> <p>イ ※承認番号 「承認番号」欄には、承認番号を次の例により記載すること。</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) 本省において承認を行う場合 (例) I L（輸入承認が行われる西暦年数の末尾の数字－輸入制度別の記号） 承認課・室記号－承認順位番号 (注)「輸入制度別の記号」は「承認のうち、輸入割当品目のみ「IQ」と記載するものとする。 「承認課・室記号」は別表によること。 「承認順位番号」は、貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する00001から始まる五桁の一連番号（<u>輸入割当品目のうち、特殊事由により無償で輸入する貨物の輸入割当て（特殊輸入割当て）</u>については、一連番号の前に「S」を付ける。）を記入し、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課及び貿易経済協力局貿易管理部<u>野生動植物審査室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する000001から始まる六桁の一連番号を記入すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1～6 （略）</p> <p>7 その他の記載事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「Ⅲの輸入の承認」欄には、当該事項を次により記載すること。</p> <p>イ ※承認番号 「承認番号」欄には、承認番号を次の例により記載すること。</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) 本省において承認を行う場合 (例) I L（輸入承認が行われる西暦年数の末尾の数字－輸入制度別の記号） 承認課・室記号－承認順位番号 (注)「輸入制度別の記号」は「承認のうち、輸入割当品目のみ「IQ」と記載するものとする。 「承認課・室記号」は別表によること。 「承認順位番号」は、貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課農水産室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する00001から始まる五桁の一連番号を記入し、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課及び貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課野生動植物審査室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する000001から始まる六桁の一連番号を記入すること。</p> <p>(以下略)</p>

「輸入承認の内容変更について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）

改正後	現 行
<p><u>書面申請手続</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済産業大臣が承認した輸入承認証(上記(1)に掲げる場合を除く。)の内容変更</p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先 当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室<u>又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>1 書面申請手続</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済産業大臣が承認した輸入承認証(上記(1)に掲げる場合を除く。)<u>又は税関長が承認した輸入承認証の内容変更</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先 当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局又は税関</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>2 上記1に定める場合のほか、誤記等による軽微な訂正又は加除については、経済産業局又は沖縄総合事務局において適宜訂正又は加除をして差し支えない。この場合には、誤記等による訂正又は加除であることを確認の上、変更箇所</u><u>に訂正印を押印するものとする。</u></p>

「輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸入承認の有効期間延長申請の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室</u></p> <p>上記イ以外の延長申請期間の場合（最長で承認できる期間は6月まで）。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(注) (略)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸入承認の有効期間延長申請の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）</u></p> <p>上記イ以外の延長申請期間の場合（最長で承認できる期間は6月まで）。</p> <p><u>(注1) 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室は、当該課室が輸入承認を行ったものに限る。</u></p> <p><u>(注2) (略)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>3 (略)</p>

「輸入承認証の分割について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の分割について（平成19年7月12日付け輸入注意事項19第30号）

改正後	現 行
<p>1 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>輸入承認証の分割の申請の受付けは、当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>（以下「担当課」という。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>輸入承認証の分割の申請の受付けは、当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課<u>農水産室、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室又は経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に関し、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の担当課</u>（以下「担当課」という。）</p> <p>2 (略)</p>

「輸入承認証の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号）

改正後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 提出先 当該輸入承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 輸入承認証の再交付 申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告した後、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。 また、再交付を受けた輸入承認証は経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 提出先 当該輸入承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限る、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）</u>以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局又は税関</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 輸入承認証の再交付 申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局若しくは沖縄総合事務局又は税関</u>は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告した後（<u>税関を除く。</u>）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。 また、再交付を受けた輸入承認証は経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。</p>